

総務委員会資料

所管事務の調査（報告）

農業委員会制度関係条例の改正等に伴うパブリック
コメント手続について

資 料 農業委員会制度関係条例の改正等について

参考資料1 「川崎市農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例」
の改正（案）等に伴う意見募集について

参考資料2 農業委員会制度改正対応スケジュール（案）

経済労働局

平成28年8月25日

1. 農業委員会制度関係条例の改正の背景(法改正の概要)

- 平成26年6月 規制改革実施計画が閣議決定
- 平成27年9月 「農業協同組合法等の一部を改正する等の法律」成立により、「農業委員会等に関する法律」が一部改正
 - 農業委員は、市町村議会の同意を要件とする市町村長の任命制に変更
 - 農業委員とは別に、農地利用最適化推進委員を新設
- 平成28年4月 「農業委員会等に関する法律」の施行
 - ※本市農業委員会は経過措置期間中
- 平成29年7月(予定) **川崎市農業委員会第1回総会**
※新制度へ移行

法改正の趣旨

◆ 農業委員会が、その主たる使命である、**農地利用の最適化(農業の担い手への集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進)**をこれまで以上に確実に果たせるようにするため所要の規定を整備

①農業委員会事務の重点化

農業委員会の重点事務として農地利用の最適化の推進を図ることを明確化

- 改正前は任意事務であった、「農地等の利用の最適化(担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進)の推進」を改正後は必須事務に引き上げ

②農業委員の選出方法の変更

地域の農業をリードする担い手が、透明なプロセスを経て確実に就任できるようにするため、市町村議会の同意を要件とする市町村長の任命制に変更

- 改正前は選挙制と市長の専任制の併用であった選出方法を、「市議会の同意を要件とする市長の任命制」に改正後は一本化
- 原則として認定農業者等が農業委員の過半数を占めること、委員会の所掌事項に関し利害関係を有しない者(中立委員)を含めること、青年・女性の積極的な登用等の要件

③農地利用最適化推進委員の新設

農業委員とは別に、各地域において農地利用の最適化を推進する農地利用最適化推進委員を新設

- 改正前は農業委員が全て担っていた役割を、「現場活動を積極的に行うため、主に合議体としての意思決定を行う農業委員とは別に、農地利用最適化推進委員を設置」し、改正後は役割を分担

法改正の趣旨を踏まえ、必要な条例改正等を実施し農地利用の最適化を推進

2. 法改正を踏まえ本市が条例等で定める内容

条例改正等の内容

◆ 「川崎市農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例」の改正

(1)農業委員定数の改正

(2)農地利用最適化推進委員の新設

→(1)、(2)について、都市農業の一層の振興を図る必要があるため、法定定数(上限)に基づき設置する。

(3)(仮称)川崎市農業委員評価委員会(附属機関)の新設

→農業委員の任命過程の公正性及び透明性等を確保するため、市長が委員を選定し設置する。

(仮称)川崎市
農業委員評価委員会
(市長の附属機関)

農業
委員

推薦・公募の結果を踏まえ農業
委員候補を評価し、市長が任命

推薦・公募の結果を踏まえ、
農業委員会が委嘱

農地利用最適化
推進委員

委員	任命方法	委員数・定数等の考え方	主な役割	定数・報酬
(1)農業委員 (委員定数の改正)	推薦・公募し、議会の同意を得て市長が任命	【法定基準】 ・農業者数が1,100以下又は農地面積が1,300ha以下の農業委員会で「推進委員を委嘱する」場合の定数上限は14人 ※本市の農地面積:580ha ⇒都市農業の振興を図るため、法定上限の14人とする。 ・原則として認定農業者等が委員の過半数を占めること。 ⇒例外規定あり。	農地利用の最適化(担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進)の推進 合議体としての意思決定を行う。	定数上限の14人 報酬(月額):31,000円・会長42,000円 (現行と同額)
(2)農地利用最適化推進委員(新設)	農業委員会が定める区域ごとに推薦・公募し、農業委員会が委嘱	【法定基準】 農地面積1人/100ha(端数切上げ) ※本市の農地面積:580ha ⇒本市の農地集積率は現在4%程度に留まっており、集積率等の一層の向上が必要のため、法定上限の6人とする。	同上 担当区域における現場活動を行う。	定数上限の6人 報酬(月額):31,000円 (農業委員と同額)
(3)(仮称)川崎市農業委員評価委員会(附属機関として新設)	市長が選定し委嘱	法施行規則の趣旨に則り、任命過程の公正性及び透明性を確保するため、学識経験者・農業に関する識見を有する者・その他関係団体から推薦された者の3人で構成する。	農業委員候補者の評価等に関して市長に報告する。	3人 (報酬は市基準による)

「川崎市農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例」の改正（案）等に伴う
意見募集について

「農業委員会等に関する法律」が改正され、平成28年度から施行されたことを踏まえ、「川崎市農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例」の一部改正等を行います。

具体的には、新しい法規定に従い農業委員の定数を条例で定めます。

また、農地利用の最適化の推進のために新設する農地利用最適化推進委員の定数についても、基準に従い条例で定めます。

さらに農業委員の選出方法が、選挙制と市長の選任制の併用から、議会の同意を要件とする市長の任命制のみへと改正されたことに伴い、任命過程の公正性及び透明性を確保するため、附属機関「(仮称) 農業委員評価委員会」を新設します。

つきましては、これらの改正等について、次のとおり市民の皆様からの御意見を募集いたします。

1 条例の制定時期

平成28年12月（予定）

2 改正を予定している条例と主な改正内容

「川崎市農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例」

- ・農業委員の定数は、現行25人（選挙委員20人、議会推薦4人、団体推薦1人）ですが、法改正により上限の14人を定数とします。
- ・新設する農地利用最適化推進委員は、法定上限の6人を定数とします。
- ・任命過程の公正性及び透明性を確保するための附属機関「(仮称) 川崎市農業委員評価委員会」（委員数3人）を新設します。

3 意見の募集期間

平成28年9月1日（木）から9月30日（金）まで【30日間】

※郵送の場合、9月30日必着とします。

※持参の場合、土日祝日を除く8時30分から12時、13時から17時15分の時間帯でお持ちください。

4 資料の閲覧場所

川崎市役所第3庁舎2階（かわさき情報プラザ）、各区役所（市政資料コーナー）、川崎市ホームページ「意見公募（パブリックコメント）」から御覧いただけます。

5 意見の提出方法

御意見は、電子メール（専用フォーム）、FAX、郵送、持参のいずれかでお寄せください。

- 意見書の書式は自由ですが、「御意見」とともに、必ず「題名」、「氏名（法人または団体の場合は、名称及び代表者の氏名）」、「連絡先（電話番号、FAX番号、住所及びメールアドレス）」を明記してください。なお、氏名・連絡先は、意見書の内容を確認させていただく場合があるため記載をお願いするものです。
- 電子メールの場合は、川崎市ホームページの「意見公募（パブリックコメント）」にアクセスし、案内に従って専用フォームを御利用ください。

6 注意事項

- お寄せいただいた御意見に対する個別回答はいたしませんので、御了承ください。なお、市の考え方を、後日市ホームページで公表いたします。
- お知らせいただいた個人情報は、川崎市個人情報保護条例に基づき適正に取り扱います。御意見等の概要を公表する際に、個人情報を公開することはありません。
- 電話や来庁による口頭での御意見はお受けできませんので御了承ください。

7 問合わせ先・意見提出先

川崎市経済労働局都市農業振興センター農地課

〒213-0015

川崎市高津区梶ヶ谷2-1-7

電話044-860-2461 FAX044-860-2464

川崎市の農業委員会に関する制度を改正します

◆昨年9月に、「農業委員会等に関する法律」が改正されました。
 ◆この法改正の目的は、農業委員会の任務として、農地を農業の「担い手」へ集めること、耕作放棄地の発生を防止・解消すること、新規の農業参入を促進することなど「農地利用の最適化」をより一層進めることにあります。
 ◆この目的を果たすため、法改正の内容としては、農業委員会として「農地利用の最適化」を重点的に進めること、地域の農業をリードする担い手が、透明なプロセスを経て確実に就任できるように農業委員の選出方法を変更したこと、各地域で農地利用の最適化を推進するための農地利用最適化推進委員を新設したことなどとなっています。
 ◆こうしたなか、川崎市の農業の現状としては、農家数や農地面積の減少、農業所得の減少、耕作放棄地の発生などの課題があることから、平成28年2月に「川崎市農業振興計画」を発表し、現在さまざまな取組を進めています。
 ◆法改正の目的は、川崎市の目指す方向性と同一のもので、川崎市農業委員会に関する制度を改正して、取組を一層推進することが必要であると考えています。
 ◆こうしたことから、川崎市では、法改正の趣旨を踏まえ、法律のもとで川崎市が定めるルールである条例等の制度を改正します。
 ◆改正が必要な条例の内容は、農業委員の定数を改めること、農地利用最適化推進委員の新設に向けてその定数を定めること、農業委員の選出方法が変更されたことに伴い、任命されるまでの公正性と透明性などを確保するため、「(仮称)農業委員評価委員会」を新設することなどとなっています。
 ◆なお、条例の改正後、来年の2月から農業委員と農地利用最適化推進委員の推薦・公募を行い、各委員の選出を経て、平成29年7月から、新制度による新体制へ移行する予定です。

1. 農業委員会制度改正の背景

「農業委員会」の任務 → 「主たる使命」が「農地利用の最適化」に

●農業委員会は、農地法に基づいて、農地の売買・賃借の許可、農地の転用(農地以外にすること)の案件への意見表明などを中心に、農地に関する事務を行う行政委員会として、市町村に設置されています。
 ※行政委員会とは、「教育委員会」や「選挙管理委員会」のように、市町村長から独立して行政を行う組織です。
 ●今回の改正法では、農業委員会の「主たる使命」を、「農地利用の最適化」としています。

「農地利用の最適化」とは？(法改正の趣旨)

◆「農地利用の最適化」とは、農地を農業の「担い手」へ集めながら、耕作放棄地の発生を防止・解消して、同時に新規の農業参入を促進することです。農業委員会として、これまで以上にこれらのことを確実に果たせるようにしていこうというものです。
 ※「担い手」とは、「農業経営改善計画書」を作成して、市町村から認定された「認定農業者」などの方々を指します。

2. 法改正のポイントと方向性

① 農業委員会事務の重点化

➤ 農業委員会の最も重要な事務として、農地利用の最適化の推進を図ることを明確にしました。

改正前	改正後
【必須事務】 ①農地法等によりその権限に属させた事項 【任意事務】 ②担い手への農地集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消 ③法人化その他農業経営の合理化 ④農業等に関する調査及び研究 ⑤農業及び農民に関する情報提供 ⑥農業及び農民に関する事項についての意見公表、行政庁への建議又は諮問への答申	【必須事務】 ①農地法等によりその権限に属させた事項 ②農地等の利用の最適化(担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進)の推進 【任意事務】 ③法人化その他の農業経営の合理化 ④農業に関する調査及び情報提供 ※改正前の⑤は改正後の④に含まれ、改正前の⑥は法的根拠がなくなっても行えるため、法令業務から削除

② 農業委員の選出方法の変更

➤ 地域の農業をリードする担い手が、透明なプロセスを経て確実に就任できるようにするため、市町村議会の同意を要件とする市町村長の任命制に変更しました。

改正前	改正後
○選挙制と市長の選任制の併用 ・実際に選挙が行われているのは全国で約1割(本市でも未実施) ・兼業農家は、全国で選挙委員の約4割程度(本市ではほぼ全員が兼業農家)	○市議会の同意を要件とする 市長の任命制 に一本化 ○過半を原則として認定農業者等とする。 ○農業者以外の者で、中立的な立場で公正な判断をすることができる者を1人以上入れる。 ○女性・青年も積極的に登用 ○農業委員の定数は、委員会を機動的に開催できるよう、現行の半分程度とする。 ○選出方法 ①市長が地域から推薦・公募⇒②推薦・公募の情報を公表⇒③選任議案を作成⇒④市議会が同意⇒市長が任命

③ 農地利用最適化推進委員の新設

➤ 農業委員とは別に、各地域で農地利用の最適化を推進する農地利用最適化推進委員を新設しました。

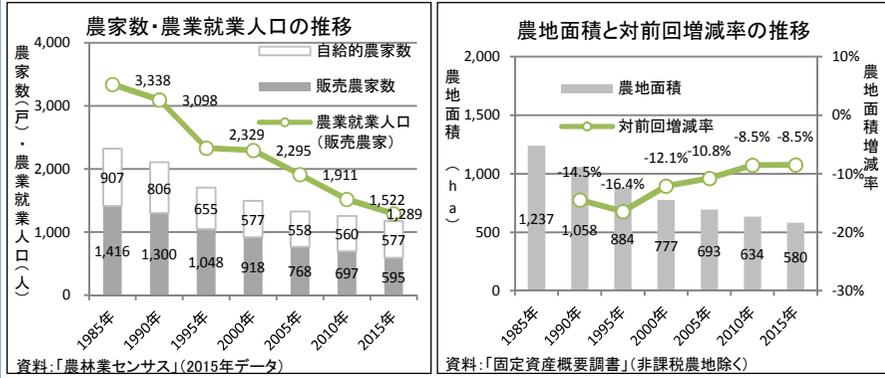
○農業委員会がそれぞれ、下記の両方を実施 ①農地の権利移動の許可等の「合議体としての決定行為」 ②担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消等の「地域における現場活動」 ○②の現場活動が十分機能せず、耕作放棄地が増加したり、担い手への農地利用の集積・集約化が円滑に進まない等の状況がある。	○現場活動を積極的に行うため、主に合議体としての意思決定を行う農業委員とは別に、 農地利用最適化推進委員を設置 。 ○推進委員は、自らの担当区域において、担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消等の地域における現場活動を行う。 ○業務:①地域の農業者等の話し合いの推進、②農地の出し手・受け手へアプローチし、農地利用の集積を推進、③耕作放棄地の発生防止・解消を推進、農地中間管理機構との密接な連携 ○選出方法:①農業委員会が推薦・公募を実施⇒②推薦・公募の情報を公表⇒③結果を尊重し、委員会が委嘱
--	--

川崎市の農業委員会に関する制度を改正します

3. 川崎市の農業の現状

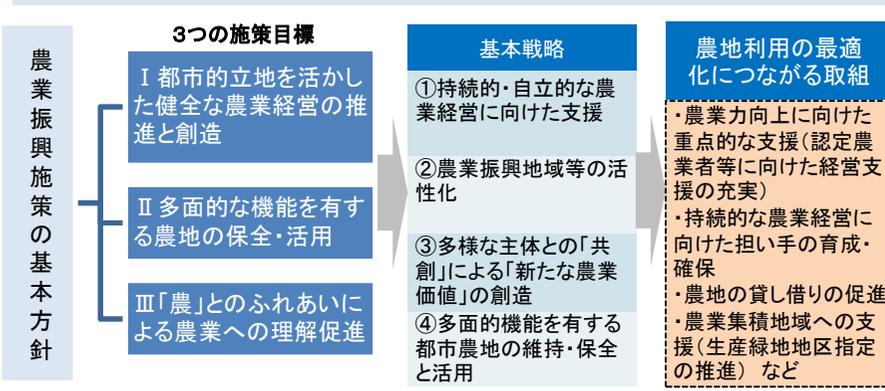
現状と課題

- 川崎市の農業は、農家数や農地面積の減少、農業所得の減少、耕作放棄地の発生等の課題があります。



- 「農地利用の最適化」は本市にとっても大きな課題であり、農業委員会や農地利用最適化推進委員による、地域と連携した積極的な取り組みが必要です。
- 川崎市は、平成28年2月に「川崎市農業振興計画」を発表し、現在さまざまな取組を進めていますが、法改正の趣旨である「農地利用の最適化の推進」は、この計画の目指す方向性と同一ですので、農業委員の選出方法などを変更するとともに、新たに農地利用最適化推進委員を新設し、耕作放棄地の解消や農地の確保を推進するため、必要な条例改正などを実施したいと考えています。

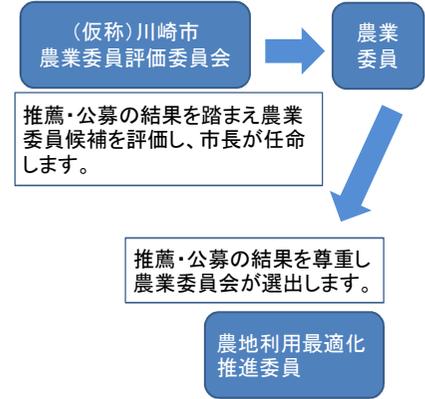
「川崎市農業振興計画」(平成28年度～平成37年度)上の位置づけ



4. 法改正に伴い川崎市が条例などで定める内容

条例改正等の内容

- 川崎市としては、「川崎市農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例」を、次の3点について改正したいと考えています。
 - 農業委員定数の改正
 - 農地利用最適化推進委員の新設
 - (仮称)川崎市農業委員評価委員会の新設
- (1)、(2)について、都市農業の一層の振興を図る必要があるため、法定定数(上限)に基づき設置する。
- (3) (仮称)川崎市農業委員評価委員会の新設 → 農業委員の任命までの公正性と透明性を確保するため、市長が委員を選定し設置する。



委員	任命方法	委員数・定数などの考え方	主な役割	定数報酬
(1) 農業委員 (委員定数の改正)	市は、推薦を受け付け、同時に公募を実施し、議会の同意を得て市長が任命	【法定基準】 ・農業者の数が1,100以下又は農地面積が1,300ha以下の農業委員会で「推進委員を設置する農業委員会」の定数の上限は14人 ・原則として認定農業者等が委員の過半数を占めること。 ※川崎市の農地面積: 580ha ⇒都市農業の振興を図るため、法定定数の14人とする。	農地利用の最適化(担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進)の推進 委員の協議により組織として意思決定を行う。	定数上限の14人 報酬(月額): 31,000円・会長 42,000円 (現行と同額)
(2) 農地利用最適化推進委員 (新設)	農業委員会が定める区域ごとに推薦・公募し、農業委員会が選出	【法定基準】 農地面積1人/100ha (端数切上げ) ※川崎市の農地面積: 580ha ⇒川崎市の農地の「担い手」への集積率は現在4%程度であり、農地利用の最適化を図るため法定定数の6人とする。	同上 担当区域における現場活動を行う。	定数上限の6人 報酬(月額): 31,000円 (農業委員と同額)
(3) (仮称)川崎市農業委員評価委員 (新設)	市長が選定	改正法の趣旨に則り、任命までの公正性及び透明性を確保するため、学識経験者・農業に関する識見を有する者・その他関係団体から推薦された者の3人で構成する。	農業委員候補者の評価等に関して市長に報告する。	3人 (報酬は市基準による)

意見書

題名	「川崎市農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例」の改正（案）等について		
氏名 (団体の場合は、 名称及び代表者名)			
電話番号		FAX番号	
住所 (又は所在地)			
意見の提出日	年 月 日	枚数	枚(本紙を含む)
「川崎市農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例」の改正(案)等についての意見			
<ul style="list-style-type: none">・ お寄せいただいた御意見に対する個別回答はいたしませんので御了承ください。・ 記載していただいた個人情報は、提出された意見の内容を確認する場合に利用します。また、個人情報は川崎市個人情報保護条例に基づき厳重に保護・管理されます。・ 御意見などの概要を公表する際は、個人情報は公開いたしません。			
提出先			
部署名	川崎市経済労働局都市農業振興センター農地課		
電話番号	044-860-2461	FAX番号	044-860-2464
住所	〒213-0015 川崎市高津区梶ヶ谷2-1-7		

農業委員会制度改正対応スケジュール(案)

